

松江市告示第366号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年5月22日

松江市長 松 浦 正 敬

医療機関の名称	所在地	休止年月日
とのまちクリニック	松江市殿町517番地	令和2年4月1日
医療法人 嘉本整形外科	松江市西津田二丁目2番2号	令和2年3月31日